

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51110001				
事務事業名	妊産婦健康診査事業				
予算書の事業名	妊産婦健康診査事業				
事業期間	開始年度	昭和44年度	終了年度	当面継続	業務分類
					5. ソフト事業
実施計画(H25～H27)への記載	有(扶助)		実施計画(H26～H28)における区分		
			扶助・継続・変更無		
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02060200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	窪田 麻由子	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	511001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	1. 子どもたちの健やかな成長支援	
区分	なし	
基本事業名	母と子の健康づくりの推進	

予算科目	コード3	001040103
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	3. 母子保健事業費	

◆事業概要(どのような事業か)		◆実施計画への記載予定事業内容		上段・計画：下段・実績							
妊産婦健康診査で妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の障害予防を図る。 妊娠届出時に、妊婦一般健康診査受診票(14回分)、妊婦精密健康診査受診申請書、産婦一般健康診査受診申請書を交付する。更に、必要な方には、申請に基づき妊婦精密健康診査受診票、産婦一般健康診査受診票を交付する。		H26 妊産婦健康診査委託料等 H27 妊産婦健康診査委託料等 H28 妊産婦健康診査委託料等		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 市内に住所を要する妊産婦	対象指標	① 妊娠届出数 ② 妊婦精密健康診査発行数 ③ 産婦一般健康診査発行数	人	330 322	330 310	330	330	330	330	
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> 見直し無 <平成25年度の主な活動内容> 変更なし	活動指標	① 妊婦一般健康診査受診者数(14回延べ) ② 妊婦精密健康診査受診者数 ③ 産婦一般健康診査受診者数	階 人 人	3,697 17 87	4,400 15 90	4,100 15 90	4,100 15 90	4,100 15 90	4,100 15 90	
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止に努めることで、正常な分娩を行う事ができる。 母と児の健康の保持を図る。	成果指標	① 産婦健康診査発行数(発行数/妊娠届出数) ② 低出生体重児率 ③	% % %	26.4 8.0 8.8	27.3 8.0	27.3 8.0	27.3	27.3	27.3	
その結果	<施策の目指すがた> 安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 成果指標②については、確定していない。									
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯				費目		実績		計画			
富山県では、S44年度から妊婦健康診査を県医師会に委託し実施した。S47年、所得制限のあった妊婦健康診査を全階層に拡大(2回で国庫補助)、S48年妊婦健康診査の回数3回(2回は国庫補助・1回は県単)に拡大、H4年10月から4回(2回は国庫補助・2回は県単)に拡大。 H9年度から実施主体が市となり継続。H10年度から国庫補助金が一般財源化されたため、1回2回目は市単独、3回4回目は県単補助として継続している。さらに、平成20年から妊婦健康診査が5回に拡充され(1・2・5回目は市単独、3・4回目は県単補助)、平成21年からは、公費補助回数が拡充され、妊婦健康診査が5回から14回に拡充された。H23年1月から、検査項目(H T L V-1)が追加された。				財源内訳		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)				支出内訳		(1)国・県支出金	7,968	7,338	270	270	270
産科医の減少により、当市ではH18年8月から分娩を取り扱う医療機関がなくなった。 新川医療圏では分娩可能な施設が2か所のみになったため、健診施設と分娩施設の連携を十分にとることで、妊婦が安心して妊娠・分娩できる体制を整えた。また、健診を受けずに飛び込み出産をする方や家庭環境・社会環境の複雑な方が増えてきている。				① 需用費		(千円)	0	0	0	0	0
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				② 委託料		(千円)	0	0	0	0	0
議会からは、妊婦一般健康診査の公費補助回数の拡大や県外(里帰り先)での受診者に対する助成も要望されていたため、平成21年度からは、公費助成回数を5回から14回に拡充し、県外での受診者に対する助成(償還払)も実施した。				③ 工事請負費		(千円)	0	0	0	0	0
◆県内他市の実施状況				④ 負担金補助及び交付金		(千円)	0	0	0	0	0
●把握している ○把握していない				⑤ その他		(千円)	1,116	939	935	935	935
◆市民と行政の協働状況				A. 予算(決算)額(①～⑤の合計)		(千円)	27,720	25,609	27,865	28,024	28,024
○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない				①事務事業に携わる正規職員数		(人)	6	7	6	6	6
◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄				②事務事業の年間所要時間		(時間)	520	840	500	500	500
健康診査は、医師や助産師などが行う医療行為であるため。				B. 人件費(②×人件費単価/千円)		(千円)	2,255	3,695	2,200	2,200	2,200
				事務事業に係る総費用(A+B)		(千円)	29,975	29,304	30,065	30,224	30,224
				(参考)人件費単価		(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	保護者が、児が順調に発育・発達していることを確認し、育児に対する不安を軽減できることは、安心して楽しく子育てをすることに結びつく。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	母子保健法第13条(昭和40年法律第141号)	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	事業費のほとんどは、医療機関に対する委託料(県内統一)であり、削減はできない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	健診結果を確認し健診結果を母子管理カードに転記することは、妊婦の健康状態を確認し継続した支援をするために非常勤の助産師が対応しており、これ以上の人件費を削減することはできない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	妊婦一般健康診査の助成回数が14回に拡充し、県外で里帰り出産する妊婦に対しても助成可能になった。妊娠から出産するまでに妊婦健診を定期的に受診すると約14回となり、総額10万円ほどになる。妊婦健診費用を14回分助成することは、妊婦の経済的負担の軽減となり、少子化対策にもつながると考えられる。また、経済状態が悪い妊婦も無料であれば、最低限の健診を受けることができ、妊婦と胎児の健康管理に役立つ。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	富山県内全市町村は統一されている。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了		○ 廃止	○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	・新川医療圏については、14回の公費助成により、分娩医療機関と健診対応医療機関の役割を明確にし、連携を蜜にした健診体制を今後も啓発していく。 ・平成24年度から、委託料の単価アップについて、県産婦人科医学会から要請があり、平成26年度にむけて検討することになっているため、検査項目と委託料の見直しを行う。
	中・長期的(～5年間)	同上
		コストの方向性
		増加
		成果の方向性
		維持

★一次評価(課長総括評価)		
健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容の充実が必要であり、公費助成の14回が確保できるように今後も妊産婦健診を継続していく。		二次評価の要否
		不要

★二次評価(経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51110002	部・課・係名等	コード1	02060200	政策体系上の位置付け	コード2	511001	予算科目	コード3	001040103
事務事業名	妊産婦乳児訪問指導事業	部名等	民生部		政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	妊産婦乳児訪問指導事業	課名等	健康センター		政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進		款	4 衛生費	
事業期間	開始年度 平成9年度 終了年度 当面継続	業務分類	5. ソフト事業		施策名	1. 子どもたちの健やかな成長支援		項	1. 保健衛生費	
実施計画(H25~H27)への記載	有(一般)	実施計画(H26~H28)における区分	実施計画書に記載しない		区分	なし		目	3. 母子保健事業費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営		記入者氏名	窪田 麻由子	区	なし		基本事業名	母と子の健康づくりの推進	
		電話番号	0765-24-0415							

事業概要(どのような事業か)	実施計画への記載予定事業内容	単位	計画							
			上段・計画：下段・実績		計画					
出生連絡票を基に、助産師または保健師が訪問を実施する。市外に里帰りしている母子、低出生体重児については、それぞれ里帰り先の市町村、厚生センターに訪問を依頼する。訪問では、母・児の観察、母の訴えに対する相談などを行い、訪問結果を「訪問指導票」に記入。継続訪問の必要があれば、2回目の訪問を実施する。訪問指導の結果、必要があれば事後指導につなげる。	H26		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 初妊婦及び転入した妊婦 市内に在住または滞在している新生児とその保護者	対象指標	① 初妊婦等訪問依頼数	人	136	140	130	130	130	130
			② 新生児訪問指導を希望した人数	人	110	129	230	230	230	230
			③		222	230				
			④		222	216				
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 助産師または保健師が家庭を訪問し、新生児の体格の計測・身体を観察をすとともに、妊産婦の健康管理を確認し育児相談等に対応する。25年度から未熟児訪問は市に移譲されることにより、本年度は県の保健師とともに訪問するなど技術向上に努める。	活動指標	① 妊婦訪問指導件数(実)	件	109	140	130	130	130	130
	<平成25年度の主な活動内容> 権限移譲された未熟児等訪問指導について、産科医療機関との連携を強化し、タイムリーな訪問指導を実施することで、安心して子育てができるようにする。産後うつ等の早期の把握のために、客観的な指標として、産婦さん用にエンジン質問表等を用いる。		② 新生児訪問指導件数(実)	件	110	129	230	230	230	230
			③		223	230				
			④		218	216				
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 児が順調に発育・発達することができる。 保護者が育児に対する不安を軽減できる。	成果指標	① 子育てが楽しいと答えた人の割合	%	97.9	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
			②	%	97.9	97.5				
			③							
その結果	<施策の目指すがた> ・安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。 ・育児不安への相談体制や養育支援が必要な家庭への支援体制が整っています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯	平成9年度に母子保健事業が県から市へと移譲され、新生児訪問が開始となった。	費目			実績		計画			
		財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0
			(4)一般財源	(千円)	841	810	1,382	1,382	1,382	1,382
			子算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	841	810	1,382	1,382	1,382	1,382
		支出内訳	(1)需用費	(千円)	14	15	100	100	100	100
			(2)委託料	(千円)	70	81	88	88	88	88
			(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0
			(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0
			(5)その他	(千円)	757	714	1,194	1,194	1,194	1,194
			A. 子算(決算)額((1)~(5)の合計)	(千円)	841	810	1,382	1,382	1,382	1,382
			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	5	7	6	6	6	6
			②事務事業の年間所要時間	(時間)	580	860	950	950	950	950
			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	2,515	3,783	4,180	4,180	4,180	4,180
			事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	3,356	4,593	5,562	5,562	5,562	5,562
			(参考)人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)	少子化に伴い、対象となる新生児の数が減少している。虐待防止の観点から、乳児訪問の必要性がより一層増してきている。25年度から未熟児等訪問が、県より市町村に移譲された。									
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)	妊産婦や保護者からは、訪問により不安が解消された等という意見が届いている。									
◆県内他市の実施状況	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 ●把握している <input type="radio"/> 把握していない 県内全市町村で実施している。									
◆市民と行政の協働状況	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 訪問指導を実施できるのは、助産師や保健師等専門資格が必要である。 <input type="radio"/> 協働している <input type="radio"/> 協働可能だが未実施 <input checked="" type="radio"/> 協働になじまない									

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	保護者が児が順調に発育・発達していることを確認し、育児に対する不安を軽減できることは、安心して楽しく子育てをすることに結びつく。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	母子保健法第17条(昭和40年法律第141号)	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地無し。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	虐待防止の面で、乳児の全戸訪問「こんにちは赤ちゃん訪問」事業と連携している。また、養育が困難な家庭に対して養育支援家庭訪問事業(助産師による継続訪問やヘルパーによる訪問支援)につなげている。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	事業費のほとんどは報償費であり、訪問件数に応じて支払っている。訪問件数を少なくすることは困難であり、これ以上の報償費の削減は困難である。H20から、産婦及び新生児の訪問指導各々1回あたりの報償費は1,500円としている。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	出生連絡票が届くと迅速な対応(訪問依頼)が必要であり、随時処理をしなければならぬため、職員が対応している。訪問は、妊娠中から支援が必要な方には保健師が、それ以外の方は地域の助産師に依頼している。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	負担を求めることで、訪問を希望しない方が増えることが予想される。このことは、育児に対する不安を軽減させる機会を減らすことになり、虐待予防の観点からはマイナスであると考ええる。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	他市町村も負担なし	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
● 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	成果の方向性 維持

★ 一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
助産師や保健師が妊婦や新生児の家庭を訪問を実施し、児の発育や発達に関する親の相談に応じることにより、育児に対する不安を軽減し、育児方法を習得することができる。また、児を観察することで虐待防止にも繋がることから、事業の必要性は高いと判断する。25年度から権限委譲された未熟児訪問については、産科医療機関との連携を強化し、タイムリーな訪問指導を実施することで、安心して子育てができるようにする。		不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51130003	部・課・係名等	コード1	02060200	政策体系上の位置付け	コード2	511001	予算科目	コード3	001040103
事務事業名	乳児家庭全戸訪問事業	部名等	民生部		政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	乳児家庭全戸訪問事業	課名等	健康センター		政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進		款	4 衛生費	
事業期間	開始年度 昭和61年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等	母子保健係		施策名	1. 子どもたちの健やかな成長支援		項	1. 保健衛生費	
実施計画(H25～H27)への記載	有(一般)	記入者氏名	玉水 飛鳥		区分	なし		目	3. 母子保健事業費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	電話番号	0765-24-0415		基本事業名	母と子の健康づくりの推進				

◆事業概要(どのような事業か)	◆実施計画への記載予定事業内容	単位	計画					
			上段・計画：下段・実績		計画			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
2～3か月児をもつ家庭に対し、保健師や市長から委嘱された母子保健推進員が家庭訪問を行い、保健サービス・予防接種・子育て支援サービスの紹介や育児不安などの把握に努める。母子保健推進員は、保護者と市(保健師)とのハイブ役として育児支援を行う。	H26 2～3か月児家庭への全戸訪問 H27 2～3か月児家庭への全戸訪問 H28 2～3か月児家庭への全戸訪問							
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 2～3か月児をもつ全家庭	対象指標 ① 乳児家庭訪問対象数	件	275	270	280	280	280	280
	②		275	286				
	③							
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 2～3か月児をもつ保護者に対し、保健師や母子保健推進員(市長から委嘱)が全家庭訪問を行い保健サービス・予防接種・子育て支援サービスの紹介や育児不安などの把握に努める。 <平成25年度の主な活動内容> 平成24年度と同様	活動指標 ① 乳児家庭訪問数	件	260	256	266	266	266	266
	②		260	269				
	③							
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 初妊婦や乳児を持つ育児中の母親が、各種保健サービスや子育て支援サービスについて知り、必要なときに利用することができることで、育児不安の軽減や解消ができる。	成果指標 ① 乳児家庭訪問率	%	94.5	95.0	95	95	95	95
	②		94.5	94.1				
	③							
その結果 <施策の目指すがた> ・安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。 ・育児不安への相談体制や養育支援が必要な家庭への支援体制が整っています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯	費目	実績						計画			
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
育児不安からくる虐待防止や産後うつ等の予防・早期発見のために、厚生労働省では、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を創設した。(次世代育成支援交付金) 魚津市では、S61年から母親の育児不安を解消するために、母子保健推進員による2か月児訪問を開始していたため、この事業と統合させた。	(1)国・県支出金 (千円)	246	273	310	310	310	310	310	310		
	(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4)一般財源 (千円)	247	275	310	310	310	310	310	310		
	子算(決算)額(1)～(4)の合計 (千円)	493	548	620	620	620	620	620	620		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 出生数の低下により訪問対象者が減少してきた。 核家族化や育児の体験不足等から、育児不安の強い母親やうつ状態の母親が増えた。 人間関係の希薄化から、訪問を受け入れない方が増えてきた。	(1)需用費 (千円)	79	70	79	79	79	79	79	79		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 2か月児訪問では、子育て中の母やその家族から今後の健診や予防接種など各種サービスに関する質問が多く、訪問を喜ぶ方が多い。	(2)委託料 (千円)	172	192	224	224	224	224	224	224		
	(3)工事請負費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4)負担金補助及び交付金 (千円)	8	8	8	8	8	8	8	8		
	(5)その他 (千円)	234	278	309	309	309	309	309	309		
	A. 子算(決算)額(1)～(5)の合計 (千円)	493	548	620	620	620	620	620	620		
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない	①事務事業に携わる正規職員数 (人)	4	7	5	5	5	5	5	5		
◆市民と行政の協働状況 ○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない	②事務事業の年間所要時間 (時間)	720	1,100	800	800	800	800	800	800		
	B. 人件費(②×人件費単価/千円)	3,122	4,839	3,520	3,520	3,520	3,520	3,520	3,520		
	事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	3,615	5,387	4,140	4,140	4,140	4,140	4,140	4,140		
	(参考)人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400		

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	身近な子育て中の相談者として、地域の母子保健推進員が訪問することで、地域全体で子育て支援が行われる一部を担っている。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	児童福祉法	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
あり	説明	成果実績	中位
長期里帰り等で市外にいるものへの訪問を工夫することで、訪問率を向上させることができ、育児不安等の権限を踏ることができ。			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現在、新生児訪問事業や養育支援事業等で連携を図ることにより、より早期から継続した支援として関わることができている。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	母子保健推進員連絡協議会に事業委託をしている。事業費のほとんどが委託料であり、出来高払いのため実績に応じたものとなっておりこれ以上削減できない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	訪問依頼と訪問結果を母子カードに転記することは、継続した母子育児支援につながるため必要であり、これ以上の削減は出来ない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	乳児の全戸訪問をすることで、早期からの育児不安の軽減や虐待予防につながっている。受益者から負担をとることで、全戸訪問を拒否されると目的が達せられない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	県内全市町で、この事業を実施しているが、受益者負担をとっているところはない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
● 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	長期里帰り者に対する訪問について、他市町村との連携を図ることで、訪問率が上がる。	コストの方向性 増加
	中・長期的 (~5年間)	継続	成果の方向性 向上

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
母子保健推進員による、妊娠訪問や生後2ヶ月児を持つ母親の訪問は、保健サービス・予防接種の紹介を行うとともに育児不安などの把握をし、市の保健師とのパイプ役としての役割も持っている。育児支援を行うとともに、虐待予防の観点から、引き続き乳児全戸訪問事業として継続していく。		
		不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51112003				
事務事業名	乳幼児健康診査事業				
予算書の事業名	乳幼児健康診査事業				
事業期間	開始年度	昭和31年度	終了年度	当面継続	業務分類
					5. ソフト事業
実施計画(H25～H27)への記載	有(扶助)		実施計画(H26～H28)における区分		
			扶助・継続・変更無		
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02060200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	窪田 麻由子	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	511001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	1. 子どもたちの健やかな成長支援	
区分	なし	
基本事業名	母と子の健康づくりの推進	

予算科目	コード3	001040103
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	3. 母子保健事業費	

<p>◆事業概要(どのような事業か)</p> <p>疾病又は異常の早期発見と発達の確認を目的とする。さらに、個々の乳児の特徴に応じて適切な保健指導や相談を行い、保護者の育児不安を軽減するとともに、児童虐待の防止を図る。集団健診では、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施。また、医療機関委託健診として8-10か月児健診を実施。健診の結果精密健診が必要な児に対して、精密健診票を発行している。</p>	◆実施計画への記載予定事業内容		計画							
	H26	乳幼児健康診査と事後フォロー教室	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	H27	乳幼児健康診査と事後フォロー教室								
	H28	乳幼児健康診査と事後フォロー教室								
<p><この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など></p> <p>市内に在住する乳幼児(4か月児、8-10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児)と保護者健診等で発達の相談、支援が必要な親子</p>	対象指標	① 4か月児健診対象者数	人	280	290	280	280	280	280	
		② 1.6か月児健診対象者数	人	280	311	325	320	300	300	300
		③ 3歳6か月児健診対象者数	人	325	320	345	330	300	300	300
<p><平成24年度における事業見直しの有無></p> <p>見直し有</p> <p><平成25年度の主な活動内容></p> <p>継続</p>	活動指標	① 4か月児健診受診率	%	99.0	100.0	100	100	100	100	
		② 1.6か月児健診受診率	%	98.9	97.4	99.0	99.0	100	100	100
		③ 3歳6か月児健診受診率	%	99.0	99.6	98.0	99.0	100	100	100
<p><この事務事業によって、対象をどのように変えるのか></p> <p>乳幼児の疾病又は異常の早期発見と発達の確認を行い、必要な乳幼児には早期治療や療育を行なうことにより、乳幼児の健康の保持増進を図る。保護者の育児不安が軽減し、育児不安や育児でなくさからくる児童の虐待の防止を図る。幼児健診の精神発達面での経過観察児を対象に、幼児発達支援教室を実施することで、保護者が育児発達に応じた関わり方を学び、さらに児の養育にあたり日常生活での困りごとに対して相談に応じることで、保護者の不安軽減を図り、児の健全な育児発達を支援する。</p>	成果指標	① 子育てが楽しいと答えた人の割合	%	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	
		② 幼児発達支援教室から専門機関等につながった割合	%	97.9	97.5	30.0	50	60	60	60
		③	%			30.0				
その結果	<p><施策の目指すがた></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。 ・幼児期において、生涯を通じた健康づくりに向けた生活習慣の基礎が作られています 									
<p>◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯</p> <p>乳幼児の健康の保持増進と心身の異常の早期発見・適切な処置を目的に、富山県ではS31年度から3歳児健診が開始された。S48年9月には医療機関委託乳児一般健診(1回)が実施され、S49年度からは2回となった。S53年度からは、1歳6か月児健診(市が主体)が開始。平成9年度には母子保健事業の一部市町村への移譲により、乳幼児健診の全てにおいて、市が実施主体となった。(一般財源化)平成21年度からは、県のむし歯予防バーフェクト事業を取り入れ、対象者にフッ素塗布を実施。平成24年度からは、幼児健診等で発達支援教室を市主体で実施。</p>			費目		実績		計画			
<p>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)</p> <p>産後うつ病など心の病を患っている母親や母子家庭が増えてきている。また、要保護児童など家庭環境に問題がある難しいケースが増えている。さらに、児の落ち着きのなさや言葉の遅れなど、保護者が育てにくさを感じているケースもあり、多様な相談に対応できるようスタッフの資質向上、他機関との連携が重要になってきている。</p> <p>◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</p> <p>平成19年12月議会で、近年増加している「発達障害」の早期発見のための健診として5歳児健診の推進が提案された。</p>	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	330	344	360	360	360	360	
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(4)一般財源	(千円)	4,541	4,831	5,497	5,617	5,617	5,617	
		子算(決算)額((1)～(4)の合計)	(千円)	4,871	5,175	5,857	5,977	5,977	5,977	
<p>◆県内他市の実施状況</p> <p>●把握している ○把握していない</p> <p>◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄</p> <p>乳幼児健診は、県内の全市町村で実施している。</p>	支出内訳	(1)需用費	(千円)	278	261	295	295	295	295	
		(2)委託料	(千円)	2,595	2,550	2,976	2,976	2,976	2,976	
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	150	150	250	250	250	250	
		(5)その他	(千円)	1,848	2,214	2,336	2,456	2,456	2,456	
A. 子算(決算)額((1)～(5)の合計)		(千円)	4,871	5,175	5,857	5,977	5,977	5,977		
<p>◆市民と行政の協働状況</p> <p>○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない</p> <p>◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄</p> <p>健康診査は、医師が行う医療行為である。</p>	<p>①事務事業に携わる正規職員数</p> <p>(人)</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>8</p>	<p>②事務事業の年間所要時間</p> <p>(時間)</p> <p>2,040</p> <p>2,060</p> <p>2,000</p> <p>2,000</p> <p>2,000</p>	<p>B. 人件費(②×人件費単価/千円)</p> <p>(千円)</p> <p>8,845</p> <p>9,062</p> <p>8,800</p> <p>8,800</p> <p>8,800</p>	<p>事務事業に係る総費用(A+B)</p> <p>(千円)</p> <p>13,716</p> <p>14,237</p> <p>14,657</p> <p>14,777</p> <p>14,777</p>	<p>(参考)人件費単価</p> <p>(円@時間)</p> <p>4,336</p> <p>4,399</p> <p>4,400</p> <p>4,400</p> <p>4,400</p>					

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	乳幼児健康診査は、対象者の98%以上受診しており、精密健診の受診率も高く、乳幼児の健全な発達と疾病又は異常の早期発見と予防につながっている。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
健康診査の受診率は、95%以上となっており、未受診者への対応と今後、健診に関わるスタッフの資質向上(観察視点など)が重要である。			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	観察が必要な児に対しては、子育て支援事業や保育園、幼稚園など他機関との連携を強化している。また、新川厚生センター魚津支所で行っている発達支援相談、つくし学園の療育相談、にこにこ相談会。専門機関紹介等を行っている。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	事業費のほとんどは、医療機関に対する委託料であり、削減の余地なし。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	健診、発達支援教室の当日のスタッフは、現在のスタッフ数が必要であり、人件費を削減することはできない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	発達の節目毎に健診を受けることは、子どもの心身の発達の経過や保護者の育児不安の確認に重要なことであり、負担金を取ることは、経済的な理由による健診未受診者を発生させることになり、この事業の目的に沿わないと考える。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	他市町村も負担なし	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	従来どおり、実施する予定。股関節脱臼健診においては、問診と医師の診察のみであるため、臼蓋形成不全の見落としが懸念される。エコー検査を導入するなど検診内容の見直しを検討する必要がある。
	中・長期的 (~5年間)	未熟児等訪問事業が、平成25年に市に移譲されたことから、現在厚生センターで実施されている健診や相談事業が平成27年頃から実施されなくなるため、経過観察の場を設定する必要がある。
		コストの方向性
		維持
		成果の方向性
		維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
4か月、8-10か月児、1歳6か月、3歳6か月児を対象とした健診により発達障害児のスクリーニングを行い、疾病又は発達異常の早期発見と予防を目的としているが、心の病を持つ母親や育児困難事例が増加してきている。健診後の事後フォローが益々重要であり、関係機関と連携した支援体制が必要であり、今後も継続して実施していく。		
		不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)	